資料３－１

在宅医療連携システム整備事業

１　背景

（１）介護保険事業その他医療福祉分野において、２０２５年を目途に、限られた資源で効率的な支援体制を整備するため、市が中心となって地域包括ケアシステムの構築を進めることとされている。

（２）本市の地域包括ケアシステムは、平成２７年度に福祉・医療・介護長期構想を策定し、その中で「生まれてからずっと安心して暮らせるまち」の実現のため、「福祉、医療、介護の連携強化」をひとつの柱としていくことが盛込まれた。

２　基本的な考え方

（１）医療は、二次医療圏（西三河北部医療圏は豊田市とみよし市）という枠で、進めていくことが原則であることから豊田加茂医師会をはじめとし、関係団体とも連携しながら事業を実施していく。

（２）介護保険分野においては、在宅医療介護連携推進事業として、医療と介護の連携促進を目標に取組む必要があり、医療と介護の連携の情報共有という部分においてＩＣＴを活用する。

（３）認知症総合支援事業の中の「認知初期集中支援事業」では、多職種がそれぞれの強みを生かしてチームで認知症ケアに取組む必要があり、同チームの情報共有ツールとしてＩＣＴを活用する。

３　必要性

（１）地域包括ケアとは、Community-based care と Integrated care を組み込んで構成されるケアであり、Integrated care とは、すなわち医療と介護（ケア）が統合して提供される仕組みのことである。統合ケアは、その前提として医療と介護の「コミュニケーションの促進」等（臨床的統合）がなされなければ成立しないため、臨床的統合を図るためのツールとしてＩＣＴを活用する。

（２）愛知県に設置された医療介護確保基金により本事業への補助を行うことが愛知県医療介護確保計画で計画された。計画期間は平成２９年度までであり、同基金を活用して事業実施するためには、平成２９年度を開始年度として事業開始をする必要がある。

４　事業の概要

名　　称：在宅医療連携システム整備事業
実施時期：平成２９年度から
対　　象：全市民
使 用 者：医療介護等の専門職
概　　要： クラウド上（データセンターにサーバ設置）に支援の対象となる市民の個別のカルテを作成し、その支援者である専門職が個人情報保護等セキュリティ管理した上で、ＩＣＴ機器を活用して、閲覧又は書き込みを行い、タイムリーに支援対象者の状態を把握、情報共有する仕組みを整備する。

５　事業効果

（１）医療と介護の連携促進のため、関わる支援者がタイムリーな情報共有を行うことができ、支援対象者へのサービスの質の向上が見込める。

（２）従来は、電話やＦＡＸ、足を運ぶなどで個別的に情報を発信、取得していたところを、クラウド上で一括管理することで、支援者各々のそれにかかる時間を削減でき、効率的なサービス提供が可能になる。

（３）訪問系サービス提供を行う支援者にとって、事前に最新の情報（本人の状態や他者の介入状況）を把握できることで、従来行えなかったサービスを実施できる可能性がある。（例えば、日ごろのヘルパーの本人に関する情報から予測されるリスクを把握した上で訪問看護師が介入することで危機を未然に防ぐ等）